## 議案第24号

宝塚市国民健康保険条例及び宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について

宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)新旧対照表(第1条関係)

玉冰市国民健康体族术内(帕和51千木内第6万/新山内黑女 (第1 木岗环)	
現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 本市が行う国民健康保険につ	第1条 本市が行う国民健康保険の事務につ
いては、国民健康保険法(昭和33年法律第192	いては、国民健康保険法(昭和33年法律第192
号。以下「法」という。)その他法令に定め	号。以下「法」という。)その他法令に定め
があるもののほか、この条例の定めるとこ	があるもののほか、この条例の定めるとこ
ろによる。	ろによる。
(国民健康保険運営協議会)	(本市の国民健康保険事業の運営に関する
	<u>協議会)</u>
第2条 国民健康保険運営協議会	第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関
(以下「協議会」という。)の委	する協議会(以下「協議会」という。)の委
員の定数は、次の各号に定めるところによ	員の定数は、次の各号に定めるところによ
る。	る。
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
第3条 前条に定めるもののほか、協議会の議事の <u>手続き</u> その他協議会に関して必要な事項は、規則で定める。	第3条 前条に定めるもののほか、協議会の議事の <u>手続</u> その他協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

現行

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保 険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定し た基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民 健康保険に要する費用(高齢者の医療の確 保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規 定による後期高齢者支援金等(以下この条 において「後期高齢者支援金等」という。) 及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規 定による納付金の納付に要する費用を除 く。)に充てるための国民健康保険税の課税 額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援 金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高 齢者支援金等の納付に要する費用に充てる ための国民健康保険税の課税額をいう。以 下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に 属する国民健康保険の被保険者のうち同法 第9条第2号に規定する被保険者であるもの につき算定した介護納付金課税額(国民健 康保険税のうち、同法の規定による納付金 の納付に要する費用に充てるための国民健 康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合 算額とする。

改正案

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保 険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定し た次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、 宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17 号) 第1条第1号に規定する国民健康保険事 業費特別会計において負担する国民健康 保険事業に要する費用(国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)の規定による国民 健康保険事業費納付金(以下この条におい て「国民健康保険事業費納付金」という。) の納付に要する費用のうち、兵庫県の国民 健康保険に関する特別会計において負担 する高齢者の医療の確保に関する法律(昭 和57年法律第80号)の規定による後期高齢 者支援金等(以下この条において「後期高 齢者支援金等」という。)及び介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による納付 金(以下この条において「介護納付金」と いう。)の納付に要する費用に充てる部分 を除く。)に充てるための国民健康保険税 の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康

- 2 <u>前項</u> の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯 別平等割額の合算額とする。ただし、当該 合算額が地方税法施行令(昭和25年政令第 245号。以下「法施行令」という。)第56条 の88の2第1項に規定する額を超える場合に おいては、基礎課税額は、同項に規定する 額とする。
- 3 第1項 の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、同項に規定する額とする。
- 4 第1項 の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、同項に規

- 保険税のうち、国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保 険に関する特別会計において負担する後 期高齢者支援金等の納付に要する費用に 充てる部分に限る。)に充てるための国民 健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保 険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2 号に規定する第2号被保険者であるものを いう。以下同じ。)につき算定した介護納 付金課税額(国民健康保険税のうち、国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費 用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会 計において負担する介護納付金の納付に 要する費用に充てる部分に限る。)に充て るための国民健康保険税の課税額をいう。 以下同じ。)
- 2 <u>前項第1号</u>の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯 別平等割額の合算額とする。ただし、当該 合算額が地方税法施行令(昭和25年政令第 245号。以下「法施行令」という。)第56条 の88の2第1項に規定する額を超える場合に おいては、基礎課税額は、同項に規定する 額とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、同項に規定する額とする。
- 4 <u>第1項第3号</u>の介護納付金課税額は、介護納 付金課税被保険者

ある世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、同項に規

\_で

定する額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条 第8号の規定により被保険者の資格を喪失 した者であって、当該資格を喪失した日の 前日以後継続して同一の世帯に属するも のをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属 する被保険者が属する世帯であって同日 の属する月(以下この条において「特定月」 という。)以後5年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者がいな い場合に限る。)をいう。次号、第5条の4 及び第11条において同じ。)及び特定継続 世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に 属する被保険者が属する世帯であって特 定月以後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。)をいう。第3号、第5条の4及び第 11条において同じ。)以外の世帯 23,900 円

(2) • (3) (略)

(市税条例の準用)

第13条 この条例に定めるもののほか、国民 健康保険税の賦課徴収については、宝塚市 市税条例\_\_\_\_\_\_の定めると ころによる。 定する額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法 第6条 第8号の規定により被保険者の資格を喪失 した者であって、当該資格を喪失した日の 前日以後継続して同一の世帯に属するも のをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属 する被保険者が属する世帯であって同日 の属する月(以下この条において「特定月」 という。)以後5年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者がいな い場合に限る。)をいう。次号、第5条の4 及び第11条において同じ。)及び特定継続 世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に 属する被保険者が属する世帯であって特 定月以後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。)をいう。第3号、第5条の4及び第 11条において同じ。)以外の世帯 23,900 円

(2) • (3) (略)

(市税条例の準用)

第13条 この条例に定めるもののほか、国民 健康保険税の賦課徴収については、宝塚市 市税条例(昭和29年条例第32号)の定めると ころによる。